

## **[事案 2025-17] 転換契約取消請求**

・令和8年1月14日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足を理由に、転換の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成17年11月に契約した終身医療保険（契約①）を、令和5年12月に医療保険（契約②）に転換した（本転換）が、以下の理由により、転換を取り消して契約②を契約①に戻してほしい。

- (1) 本転換により、被保険者が65歳の時点での解約払戻金が、契約①の約860万円（返戻率約90%）から契約②では約480万円（返戻率約50%）になるという不利益事項が告げられておらず、知らなかった。もし知っていたら、転換しなかった。
- (2) 契約②には介護終身保険特約が付加されており、その保険料は月額約860円と安く抑えられていたが、新規にこの介護終身保険特約を付加した場合の保険料は約4万円と高額であり、契約①の転換価格の一部が充当されているため安くなっていただけのことであった。契約の際に、この説明を受けていれば、このような保険料の高い特約をつける必要がないと判断でき、保険料を抑えるために転換するという誤認は生じなかった。
- (3) 「重要事項説明書」または「契約締結前交付書面」の交付を受けておらず、重要事項についてきちんとした説明を受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、契約②の商品説明時において、すでに解約時払戻金推移表を示している。
- (2) 募集人の説明は十分に尽くされており、募集人による不正募集の事実は認められない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。